

# 金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則の制定（案） の概要について

## 1 目的

金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成24年12月17日公布、平成25年4月1日施行）の施行に関し必要な事項を定めるものです。

## 2 概要

| 項目                             | 条例        | 基準                                    |
|--------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 堤防の管理用通路                       | 第12条関係    | 河川管理施設等<br>構造令施行規則<br>に準じた基準と<br>します。 |
| 床止めの設置に伴い必要となる護岸               | 第19条関係    |                                       |
| 床止めの設置に伴い必要となる魚道               | 第20条関係    |                                       |
| 可動堰の可動部が起伏式である場合における可動部の径間長の特例 | 第23条第3項関係 |                                       |
| 可動堰の可動部のゲートに作用する荷重             | 第26条第2項関係 |                                       |
| 貯留水による静水圧の力                    | 第26条第2項関係 |                                       |
| 地震時における可動堰の可動部のゲートの慣性力         | 第26条第2項関係 |                                       |
| 地震時における貯留水による動水圧の力             | 第26条第2項関係 |                                       |
| 可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造     | 第27条関係    |                                       |
| 堰の設置に伴い必要となる護岸等                | 第31条関係    |                                       |
| 管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造           | 第39条第2項関係 |                                       |
| 水門又は樋門の設置に伴い必要となる護岸            | 第40条関係    |                                       |
| 主要な公共施設に係る橋                    | 第48条第2項関係 |                                       |
| 近接橋の特則                         | 第48条第3項関係 |                                       |
| 橋面                             | 第49条第2項関係 |                                       |
| 橋の設置に伴い必要となる護岸                 | 第50条関係    |                                       |
| 管理用通路の保全のための橋の構造               | 第51条関係    |                                       |
| 小河川の堤防の管理用通路の建築限界              | 第60条第3号関係 |                                       |

## 3 施行期日

平成25年4月1日